

今週の活動から



10月7日、消費税廃止厚木地区連絡会の総会がありました。本会議の消費税増税反対の陳情について議会の様子を報告しました。
(釘丸久子議員)

本会議終了後「新あつぎ市民健康体操（あゆみちゃん）体操」を体験しました。市民へのお披露目は10月26日、文化会館です。（下：栗山香代子議員）



（下：栗山香代子議員）

平成25年度はどうだったか 具体的事業を示して反対

9月議会
本会議最終日

厚木市議会9月議会最終日の10月7日、採決前に討論が行われました。今号は釘丸久子議員の決算について、の反対討論をお知らせします。

平成25年度一般会計歳入歳出決算

評価する点として、小中学校2校での太陽光発電設置です。中学校では校舎屋上、小学校では学校農園だった土地を活用しました。さらに拡大することを望みます。

（仮）あつぎ元気館は、26年4月に「アミューあつぎ」としてオープンしました。長く閉鎖していたビルを開くためには、十分な改修と点検が必要です。開設に向けた事業を評価しながらも、タイムスケジュールの中で無理があったのではないかと指摘します。

次に反対の理由を述べます。

事務手続き上のミスが後を絶ちません。職員が削減され仕事量が過重になっており、時間外勤務も多くなっています。職員の健康、特にメンタルでの療休など依然として改善されてはいません。その上、給与削減ではますますモチベーションが下がってしまいます。建築確認申請事務に際しても明らかにしましたが、業務量は民間に移り減少したとはいえ、法改正への対応などスキルアップが必要であり、事故対応や相談など業務は複雑多岐になっています。これは他の多くの部署においてもいえることであり、人材育成、技術の継承がますます重要になっ

ています。人手不足を補うために、委託化、民営化、臨時やパートで対応していますが、官製ワーキングプアの助長、住民のプライバシーがしっかり守られるのか不安が残るところです。

経営革新度全国第1位になりました。しかし、それで、市民生活の豊かさは図れるでしょうか、福祉は全国1になったのでしょうか。自治体の責務は、住民の福祉の増進を図ることを基本とするものです。

市民参加・市民協働にしても、形式的、アリのバリエーションであるとの批判も聞かれています。

企業誘致の効果を財政面、雇用の面で強調されていますが、実感としてはわかりません。中心市街地再整備や再開発事業、区画整理事業については、厚木のまちづくりをどうするのか、企業誘致だけでいいのか、などの全体をとらえた真剣な議論が必要です。

情報プラザの指定管理は25年度で終了し、市の直営に戻します。メディアパークの利用者が減少し、貸館や講座が多くなったということですが、厚木テレコムを破たんを回避しようとして6億円で購入した床を活用するという苦肉の策でした。日本共産党議員団はこの事業の始めから厳しく批判し、反対してきました。

本厚木駅舎の耐震補強工事に、8033万円を補助しました。8年間にわたる国との協調補助ということですが、いったい総額いくらにな

るのでしょうか。

かなちゃん手形への補助の減額により購入者数が減少しました。「老後を生き生きと」の発想からだんだん遠のいていきます。

25年4月の集中豪雨による住宅への浸水被害について調査費が付きませんでした。しかし、決定的な対策が講じられないまま、市民は大雨予報の度に不安を感じています。効果的な対策を早急に実施するよう要求します。

子育てについて言えば、公立保育所の民営化の問題です。民間は営利企業です。もうけが出なければ経営できません。現に、子ども子育て支援新制度の目玉である、幼稚園の認定こども園について、国の補助金である公定価格が少ないといって、認定を辞退する動きが出ています。

市は公立保育所をすべて民営化する計画ですが、定員割れをするようなところには民間は手をあげません。早急に計画の見直しを行い、方向転換を明らかにし、十分な保育士を確保すべきです。

次に教育問題です。

少人数学級が小学3年生でストップしています。少人数学級の効果がはっきりしているのに、ここで頓挫しているのでしょうか。教師にも児童にも戸惑いが生じています。

全国学力学習状況調査では、本当の学力はつかず、把握もできません。きめ細かな指導と、子どもの貧困対策が望まれます。

放課後子ども教室についてです。

2校で実施ということになりました。しかし、地域の方々の協力や、学校での空き教室の状況など実施は厳しいものがあります。放課後児童クラブとの関係もすっきりしません。学校は基本的に何をするとどこかを考えたとき、もっと他にやるべきことがあるのではないのでしょうか。国が推進しようとしている事業として飛びついたはいいいものの、今後の展開に大きな問題を残しています。

地方公共団体は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」と地方自治法に規定されています。それに向けて行政運営がなされているか、改めて自己検証を求めます。